

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 83 R1
提出年月日	令和 4 年 4 月 21 日

非常用電源設備に係る補足説明資料

本資料は、【濃縮個別 83 R0】の改訂版（R1）である。
改訂内容を以下に示す。

- 本文「2.2 第 2 項の要求に係る申請対象」において、新設する機器が無停電電源装置、直流電源設備の負荷となる設備ではないことに関する説明を追加した。
- 添付 1 において、自動火災報知設備、通信連絡設備については、既設の主装置へ接続することから負荷容量の増加なしとしたことについて、既設設備と負荷容量及び既認可の範囲に係る記載を追加した。
- 「施設全体の負荷容量については、既認可にて示す値から変更はない。」としていることから、既認可の申請内容を添付 2 として追加した。
- 添付 1 の「3. 給電機能」において、既認可との相違点に係る記載を追加した。
- その他、体裁修正。

※【濃縮個別 83 R0】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

1. 概要	1
2. 申請対象と技術基準規則の関係	1
2.1 第1項の要求に係る申請対象	1
2.2 第2項の要求に係る申請対象	1
3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項	2
4. 既認可から変更がない設計について	2

添付1 変更内容に係る補足説明事項について

添付2 既認可の申請内容

1. 概要

本資料は、「濃縮個別 60 加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料」に示す申請区分②「使用を廃止する設備の存置保管廃棄等（廃棄物建屋の増設）」申請（以下「本申請」という。）の【非常用電源設備に関する説明書】（以下「説明書」という。）において説明した事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

2. 申請対象と技術基準規則の関係

本申請において説明している内容は、「技術基準規則 第 24 条 非常用電源設備」に基づく説明である。本申請における申請対象と技術基準規則の関係を以下に示す。

2.1 第 1 項の要求に係る申請対象

第 1 項の要求事項「加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。」は、ディーゼル発電機に適用される要求である。

本申請において新設する B ウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であり、非常用電源設備を設置するものではないが、非常用電源設備の負荷となる設備（自動火災報知設備、ページング装置、誘導灯、非常用照明）を新設することから、設備の新設に伴う負荷容量増に対し、ディーゼル発電機が十分な容量を有していることを説明する。

2.2 第 2 項の要求に係る申請対象

第 2 項の要求事項「加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。」は、無停電電源装置及び直流電源設備に適用される要求である。

本申請において新設する B ウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であり、非常用電源設備を設置するものではない。また、非常用電源設備の負荷となる設備（自動火災報知設備、ページング装置、誘導灯、非常用照明）を新設するが、無停電電源装置、直流電源設備の負荷となる設備ではない^{*1} ことから、既設の無停電電源装置、直流電源設備への変更は生じないため、本申請にて変更は行わない。

※1：濃縮工場の特徴から、安全を確保する上で常時機能維持が必要な動的機器はないが、施設の安全性を確保するために特に必要な設備として、機器の運転状態を監視する計測制御設備、漏えい検知に係る工程用モニタ、非常用電源設備のディーゼル発電機の起動・給電に係るディーゼル発電機制御電源設備、中央制御室における作業用の照明については、無停電電源装置又は直流電源設備に接続して、外部電源瞬時電圧降下時や外部電源喪失時に連続して電力を供給して機能を維持する。

本申請において新設する自動火災報知設備、ページング装置、誘導灯、避難用の非常用照明は、上記の施設の安全性を確保するために特に必要な設備に該当しないことから、非常用電源設備（ディーゼル発電機）に接続して外部電源喪失時に機能を維持するが、無停電電源装置、直流電源設備に接続させるものではない。

なお、自動火災報知設備については、消防法に基づき設置するものであり、消防法に基づく蓄電池（バッテリー）を内蔵した設計、ページング装置、誘導灯、避難用の非常用照明については、設工認申請書の添付書類「V-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書」、「V-1-1-9 安全避難通路及び照明設備に関する説明書」に示すとおり、蓄電池（バッテリー）を内蔵した設計であることから、外部電源瞬時電圧降下時や外部電源喪失時においても、連続して電力が供給され、機能が維持される設計である。

3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項

説明書での申請内容に関する補足説明を添付1に示す。

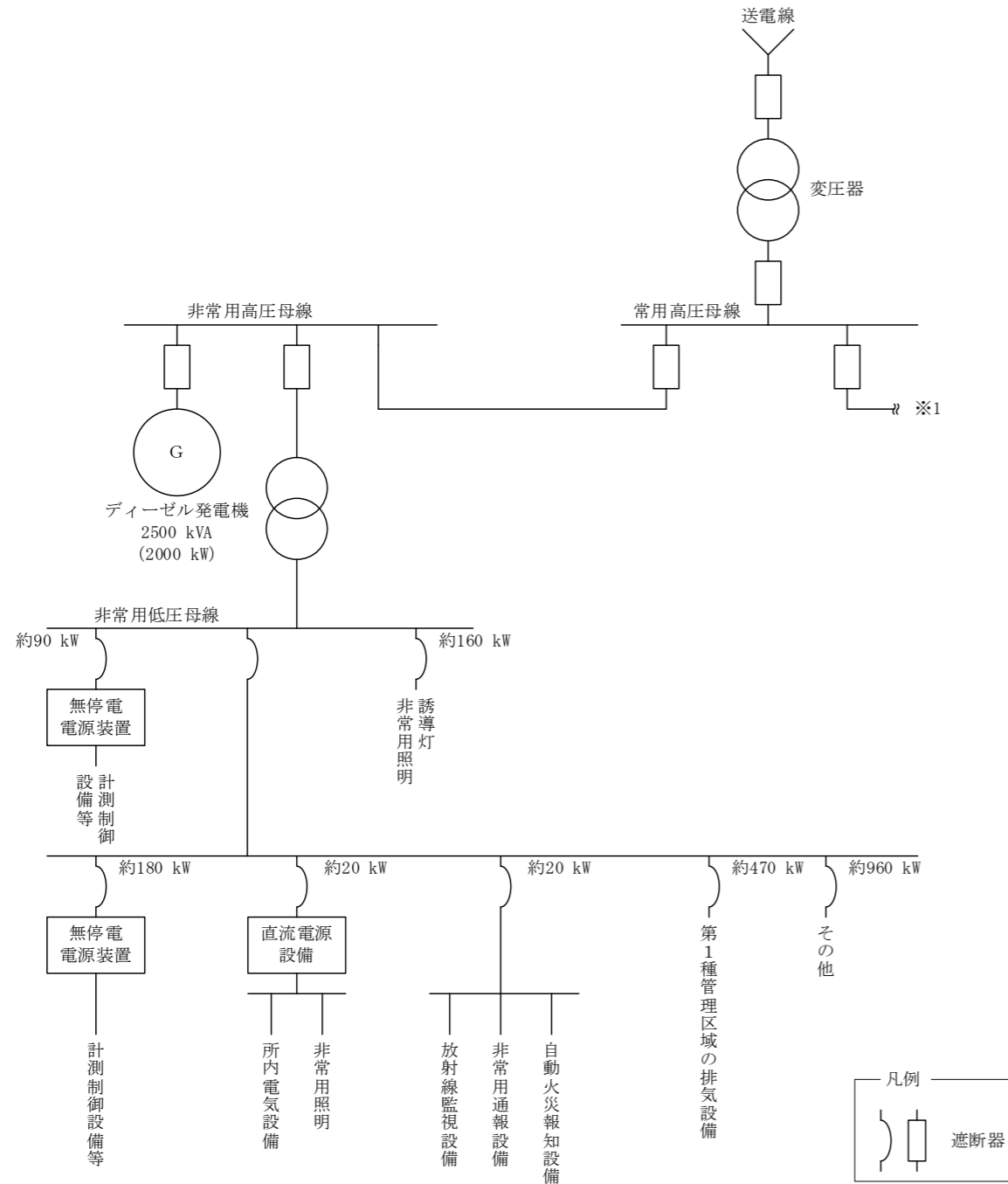
4. 既認可から変更がない設計について

「技術基準規則 第24条 非常用電源設備」の要求事項及び設計に変更がないとしたものについて、既認可の申請内容を添付2に示す。

添付 1

変更内容に係る補足説明事項について

設工認申請書	補足説明	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第24条に基づき、非常用電源設備について説明するものである。</p> <p>本資料では、廃棄物建屋の増設に関する非常用電源設備について説明する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本施設の非常用電源設備に関する設計は、濃縮工場の特徴から、安全を確保する上で常時機能維持が必要な動的機器はなく、UF₆を鋼製の容器等に密封して取り扱うことにより閉じ込め機能を確保することができる。また、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合においても、インターロックは、フェールセーフ設計により、UF₆を系統内に閉じ込めることができるため安全性を損なうことはないが、第1種管理区域の排気設備、放射線監視・測定設備、自動火災報知設備、通信連絡設備、計測制御設備等が使用できるように十分な容量の非常用電源設備（ディーゼル発電機、直流電源設備及び無停電電源装置）を設ける設計とするものである。</p> <p>本申請において新設するBウラン濃縮廃棄物建屋には、非常用電源設備のうち、ディーゼル発電機の負荷となる自動火災報知設備、通信連絡設備（ページング装置）、誘導灯、非常用照明を設置する。このことから、設備の新設に伴う負荷容量増に対し、ディーゼル発電機が十分な容量を有していることを確認する。</p> <p>3. 給電機能</p> <p>非常用電源系統説明図を図1に、非常用電源設備の負荷設備及び負荷容量の内訳を表1に示す。</p> <p>本申請にて新設する設備及び機器の非常用電源設備の負荷容量は約0.15 kWであり、施設全体の非常用電源設備の負荷容量は合計で約1900 kWである。</p> <p>また、この負荷容量に対し、ディーゼル発電機の容量は2000 kWであり、十分な容量を有している。</p> <p>※1：既認可にて廃棄物建屋の増設に係る非常用電源設備の負荷容量を踏まえた施設全体の合計負荷容量を示しており、当該負荷容量（約1900 kW）については、既認可にて示す値から変更はない。</p>		<p>・既認可との相違点（負荷の容量）</p> <p>本申請において新設するBウラン濃縮廃棄物建屋に設置する機器は、既認可の方針に基づき、Aウラン濃縮廃棄物建屋に設置する機器と同様に非常用電源設備に接続する機器を選定する。</p> <p>建屋の寸法の違いにより設置する機器の個数が異なり、負荷容量に違いはあるが、本申請において新設する機器の負荷容量を踏まえた施設全体の負荷容量に対し、十分なディーゼル発電機の容量を確保することに相違はない。</p>



※1：2系統有しているが、同様の系統であるため1系統のみ示す。

図1 非常用電源系統説明図

設工認申請書				補足説明		備考	
表1 非常用電源設備の負荷設備及び負荷容量の内訳							
	負荷設備			負荷容量			
ディーゼル発電機 (2000 kW)	無停電電源装置	計測制御設備等	1, 2号無停電電源装置 (計測制御設備, 工程用モニタ)	約 270 kW		<ul style="list-style-type: none"> • 本申請にて新設する設備及び機器の非常用電源設備 (ディーゼル発電機) の負荷容量の内訳は以下に示すとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動火災報知設備 (感知器) 及び通信連絡設備 (ページング装置) 既設の主装置への接続 (負荷容量の増加なし。※1) ○ 誘導灯 98 VA (0.098 kW) ○ 非常用照明 52 VA (0.052 kW) ※1: 本申請において新設する自動火災報知設備については, 設工認申請書の添付書類「V-1-1-3 加工施設の火災防護に関する説明書」に示すとおり, 既設の自動火災報知設備の系統 (主中継器: LM-3) に接続する。既設の主中継器 (LM-3) は, 既認可において負荷容量を計上しており, 本申請において新設する自動火災報知設備は, 当該主中継器の負荷容量内で設置するものであるため, 既認可にて示している負荷容量に変更はない。通信連絡設備 (ページング装置) についても同様であり, 既認可において負荷容量を計上している既設の盤の負荷容量内で設置するものであるため, 既認可にて示している負荷容量に変更はない。 	
	直流電源設備	所内電気設備, 非常用照明	直流電源設備充電器盤 (ディーゼル発電機制御電源, 遮断器, 非常用照明 (直流))	約 20 kW			
	非常用照明, 誘導灯		非常用照明 (交流), 誘導灯	約 160 kW			
	放射線監視設備	排気用モニタ, 排気用 HF モニタ, 換気用モニタ		約 10 kW	約 20 kW		
	非常用通報設備	ページング装置		約 8 kW			
	自動火災報知設備	自動火災報知設備		約 2 kW			
	第1種管理区域の排気設備		第1種管理区域の各排風機, 局所排風機		約 470 kW		
	その他		ディーゼル発電機補機 (燃料移送ポンプ, 潤滑油加熱器, 冷却水加熱器等)	約 20 kW	約 960 kW		
			中央操作棟機器 (中央制御室送排風機, 補機室送風機等)	約 280 kW			
			計装空気 (計装空気コンプレッサ, 計装空気ドライヤ等)	約 60 kW			
		ラインヒータ (ラインヒータ主幹盤)	約 480 kW				
		所外通信連絡設備 (ファクシミリ装置) 等	約 120 kW				
				約 1900 kW			

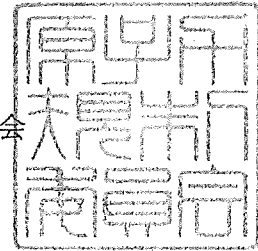
添付 2

既認可の申請内容

原規規発第 1912261 号
令和元年 12 月 26 日

日本原燃株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏 殿

原子力規制委員会



加工施設に関する設計及び工事の方法の認可について

平成31年4月24日付け2019濃計発第15号(令和元年12月20日付け2019濃計発第116号をもって一部補正)をもって申請のあった下記の事業所に係る標記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第16条の2第1項の規定に基づき、認可します。

記

日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所

(非常用電源設備)

第十六条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

[適合の説明]

○ディーゼル発電機、ディーゼル発電機のその他の構成機器（ディーゼル発電機制御盤、燃料サービスタンク、屋外軽油タンク、燃料移送ポンプ、燃料供給配管）

濃縮工場の特徴から、安全を確保する上で常時機能維持が必要な動的機器はなく、UF₆を鋼製の容器等に密封して取り扱うことにより閉じ込め機能を確保することができること、また、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合においても、インターロックは、フェールセーフ設計により、UF₆を系統内に閉じ込めることができるため安全性を損なうことはないが、第1種管理区域の排気設備、放射線監視設備、自動火災報知設備、非常用通報設備、計測制御設備等が使用できるように十分な容量の非常用電源設備（ディーゼル発電機、直流電源設備及び無停電電源装置）を設ける。

ディーゼル発電機は、外部電源喪失時に自動起動し、給電を開始する設計とする。

[20-1]

事業変更許可申請書において、負荷容量を約 1840 kW から約 1900 kW に変更しているが、既認可からディーゼル発電機（本体）の容量（2000 kW）及び構造に変更は無く、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、必要な設備に電力を供給するための容量を有している。非常用電源設備の負荷を次表に示す。

また、ディーゼル発電機制御盤の更新後においても、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合（非常用高圧母線の停電）に、ディーゼル発電機を自動起動し、20 秒以内に電圧確立した後、給電を開始する設計とする。

[非常用電源設備の負荷]

	負荷設備		負荷容量	主な負荷
	無停電電源装置	計測制御設備等		
ディーゼル 発電機 (2000 kW)	無停電電源装置	計測制御設備等	約 270 kW	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御設備 工程用モニタ
	直流電源設備	所内電気設備	約 20 kW	遮断器等
		非常用照明		非常用照明（直流）
	非常用照明、誘導灯		約 160 kW	<ul style="list-style-type: none"> 非常用照明（交流） 誘導灯
	放射線監視設備		約 20 kW	<ul style="list-style-type: none"> 排気用モニタ 排気用 HF モニタ 換気用モニタ
	非常用通報設備			ページング装置
	自動火災報知設備			自動火災報知設備
	第 1 種管理区域の排気設備		約 470 kW	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 種管理区域の各排風機 局所排風機
その他		約 960 kW	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室送排風機 ディーゼル発電機補機 ラインヒータ 所外通信連絡設備（ファクシミリ装置） 	

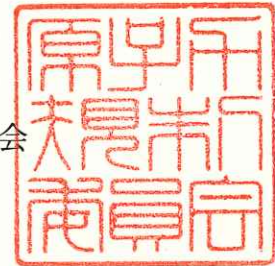
2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

今回の申請において、直流電源設備及び無停電電源装置はないため、該当しない。

原規規発第 2107268 号
令和 3 年 7 月 2 6 日

日本原燃株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏 殿

原子力規制委員会



加工施設に関する設計及び工事の計画の認可について

令和 2 年 1 2 月 2 4 日付け 2 0 2 0 濃計発第 8 4 号 (令和 3 年 6 月 1 1 日付け 2 0 2 1 濃計発第 1 1 号及び令和 3 年 7 月 2 日付け 2 0 2 1 濃計発第 2 1 号をもって一部補正) をもって申請のあった下記の事業所に係る標記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号) 第 1 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可します。

記

日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所

V-1-5

非常用電源設備に関する説明書

目 次

	ページ
1. 概要	1
2. 基本方針	1
3. 給電機能	1

1. 概要

本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第 24 条に基づき、非常用電源設備について説明するものである。

本資料では、技術基準規則第 24 条の要求事項に変更はないが、2 号無停電電源装置、直流電源設備（直流 110V 蓄電池盤）、直流電源設備（直流 110V 充電器盤）の設計変更（設備更新に伴う容量変更）に関する外部電源喪失時の給電機能について説明する。なお、1 号無停電電源装置については、技術基準規則第 24 条の要求事項及び設計に変更はないため、今回の申請において変更は行わない。

2. 基本方針

無停電電源装置、直流電源設備は、濃縮工場の特徴から、安全を確保する上で常時機能維持が必要な動的機器はないが、外部電源瞬時電圧降下時や外部電源喪失時に、連続して必要な設備に電力を供給できるように設置している設備である。今回の変更においては、1 号無停電電源装置以外の既設の無停電電源装置及び直流電源設備を撤去し、容量の異なる無停電電源装置及び直流電源設備を新設するが、変更後においても本機能を確保する設計とする。

3. 給電機能

本施設の運転状況等の把握を行う計測制御設備等には、外部電源瞬時電圧降下時や外部電源喪失時に、連続して電力を供給できるよう無停電電源装置を設置する。変更後の容量は 390 kVA であり、負荷容量 270 kW に対し十分な容量を有している。

本施設の所内電気、非常用照明（直流）には、外部電源瞬時電圧降下時や外部電源喪失時に、連続して電力を供給できるよう直流電源設備を設置する。変更後の容量は 55 kW であり、負荷容量 20 kW に対し十分な容量を有している。

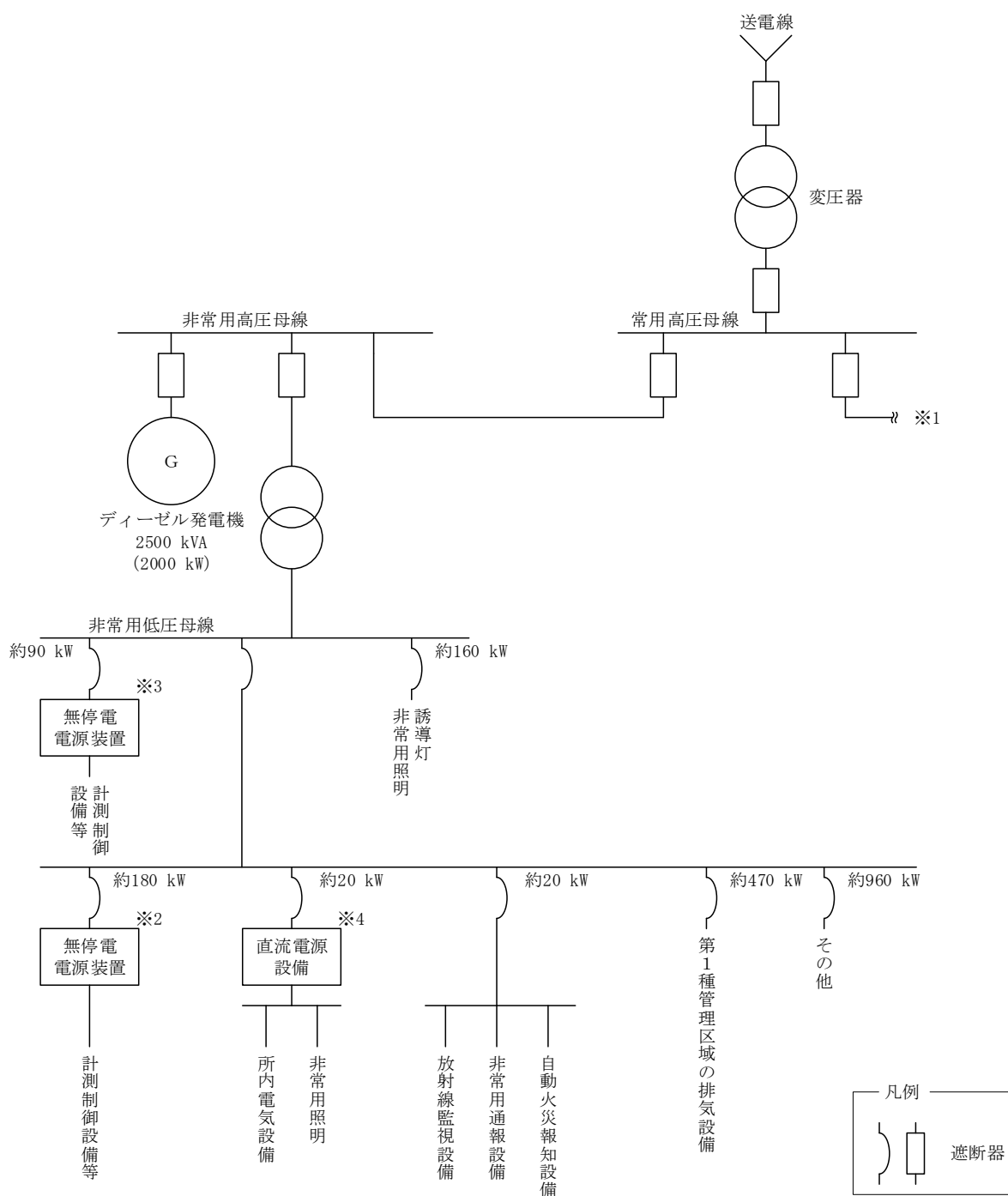
無停電電源装置及び直流電源設備の容量と負荷容量の関係を表 1、表 2 に、非常用電源設備の単線結線図を図 1～図 4 に、非常用電源設備の負荷設備及び負荷容量の内訳を表 3 に、無停電電源装置及び直流電源設備の負荷容量の内訳を表 4 に示す。

表1 無停電電源装置の容量

名称	容量 (kVA/台)	片系の台数 (全台数)	片系の合計容量 (kVA)		負荷容量 (kW)
1号無停電電源装置	35	2(4)	70	390	270
2号無停電電源装置	60	2(4)	120		
	200	1(2)	200		

表2 直流電源設備の容量

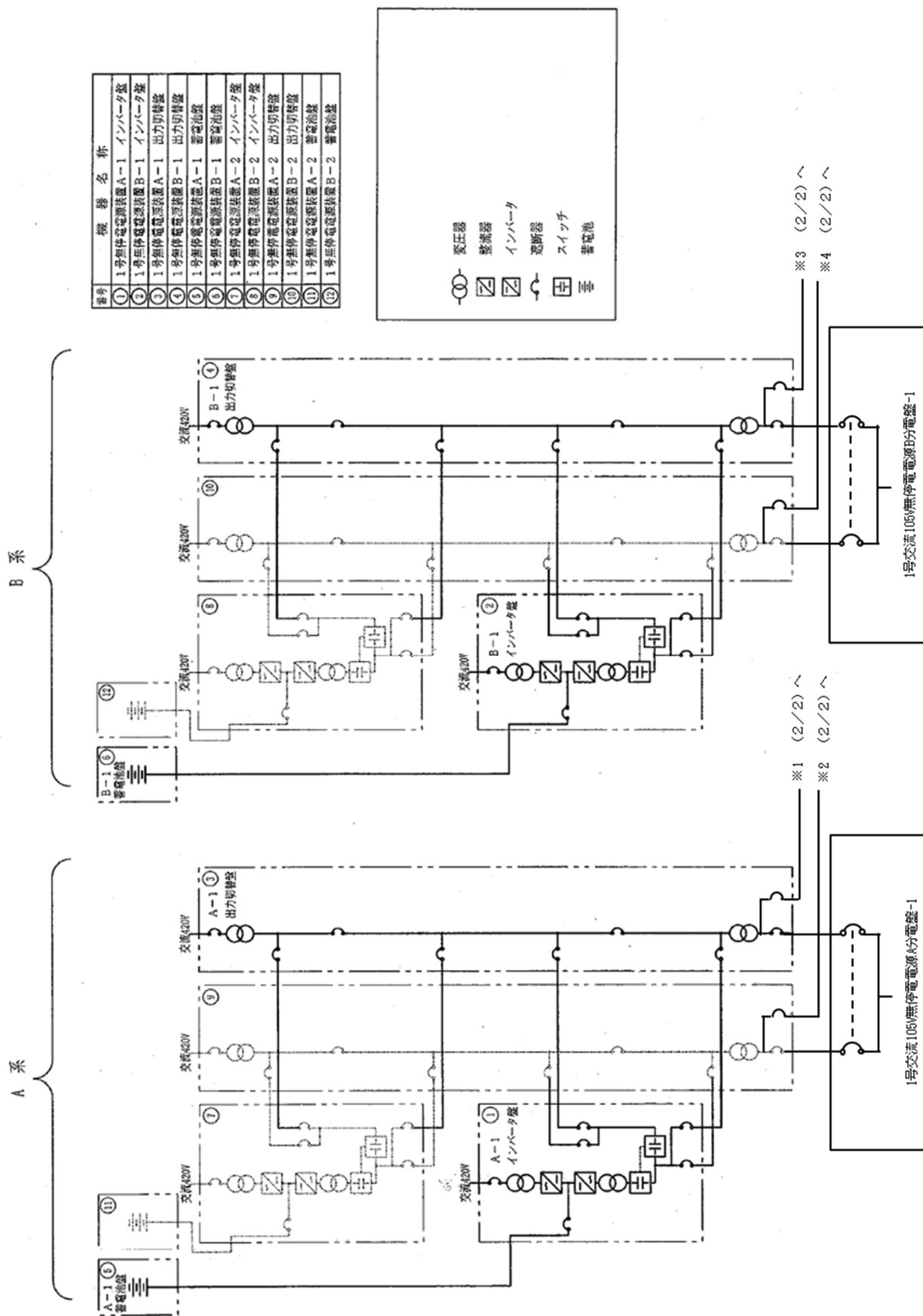
名称	容量 (Ah)	電圧 (V)	片系の台数 (全台数)	片系の合計容量 (kW)	負荷容量 (kW)
直流電源設備 (直流110V蓄電池盤)	500	110	1(2)	55	20



(注) 1号無停電電源装置をバッテリー付属の仕様に変更していることから、2号無停電電源装置についても同様にバッテリー付属の仕様に変更するため設備更新を行う。
 上記の変更にて1号、2号それぞれの無停電電源装置がバッテリー付属となるため、直流電源装置の負荷減となる。これに伴い、1号直流電源設備と2号直流電源設備を統合し、容量の合理化を図るために直流電源設備についても設備更新を行う。

- ※1：2系統有しているが、同様の系統であるため1系統のみ示す。
- ※2：A-1, A-2, B-1, B-2
- ※3：C-1, C-2
- ※4：直流電源設備A, B

図1 非常用電源系統説明図



番号	機器名称
①	1号無停電電源装置A-1 インバータ盤
②	1号無停電電源装置B-1 インバータ盤
③	1号無停電電源装置A-1 出力切替盤
④	1号無停電電源装置B-1 出力切替盤
⑤	1号無停電電源装置A-1 蓄電池盤
⑥	1号無停電電源装置B-1 蓄電池盤
⑦	1号無停電電源装置A-2 インバータ盤
⑧	1号無停電電源装置B-2 インバータ盤
⑨	1号無停電電源装置A-2 出力切替盤
⑩	1号無停電電源装置B-2 出力切替盤
⑪	1号無停電電源装置A-2 蓄電池盤
⑫	1号無停電電源装置B-2 蓄電池盤

① 変圧器
 ② 整流器
 ③ インバータ
 ④ 遮断器
 ⑤ スイッチ
 ⑥ 蓄電池

図2 1号無停電電源装置 単線結線図 (1 / 2)

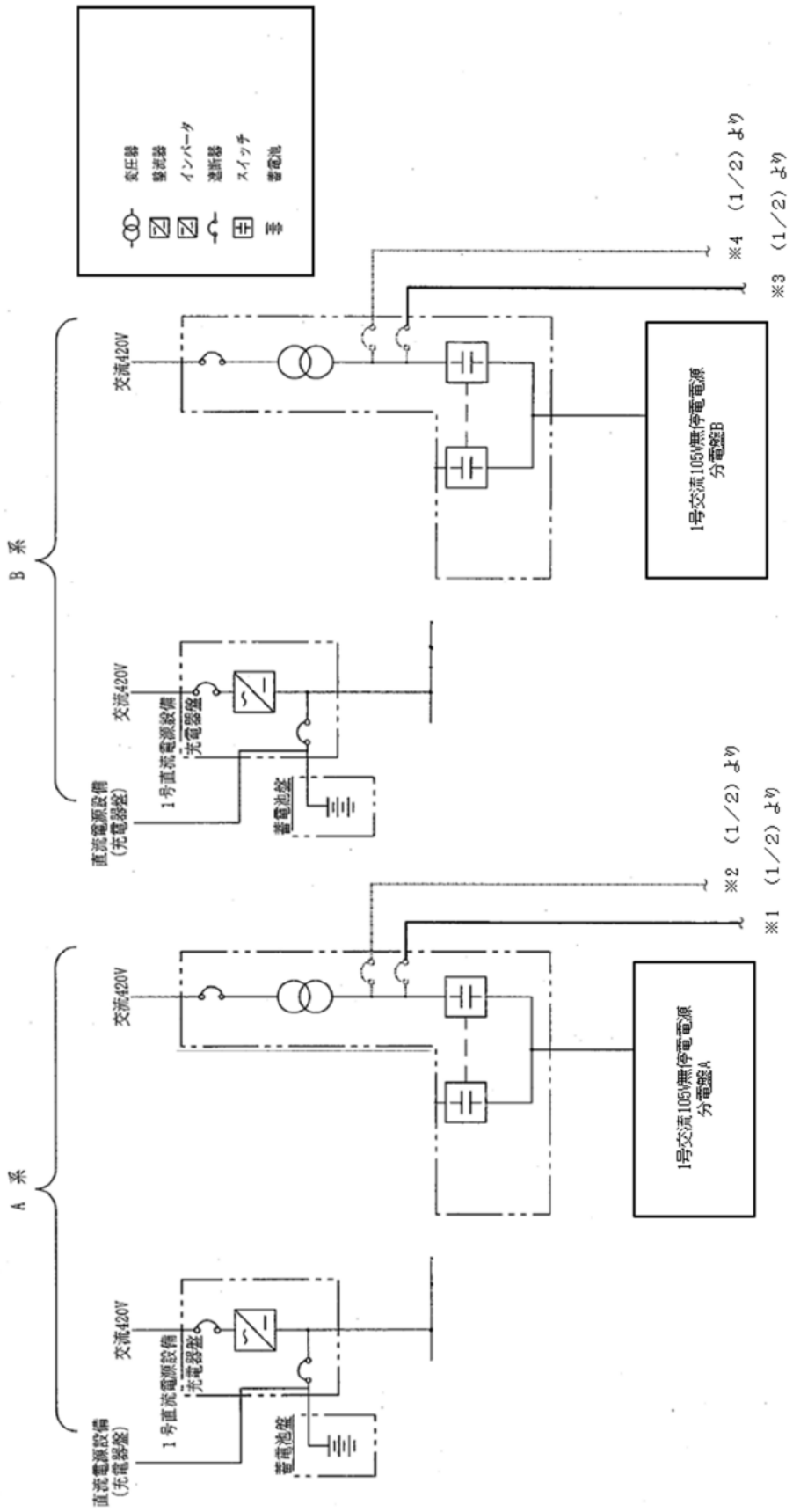
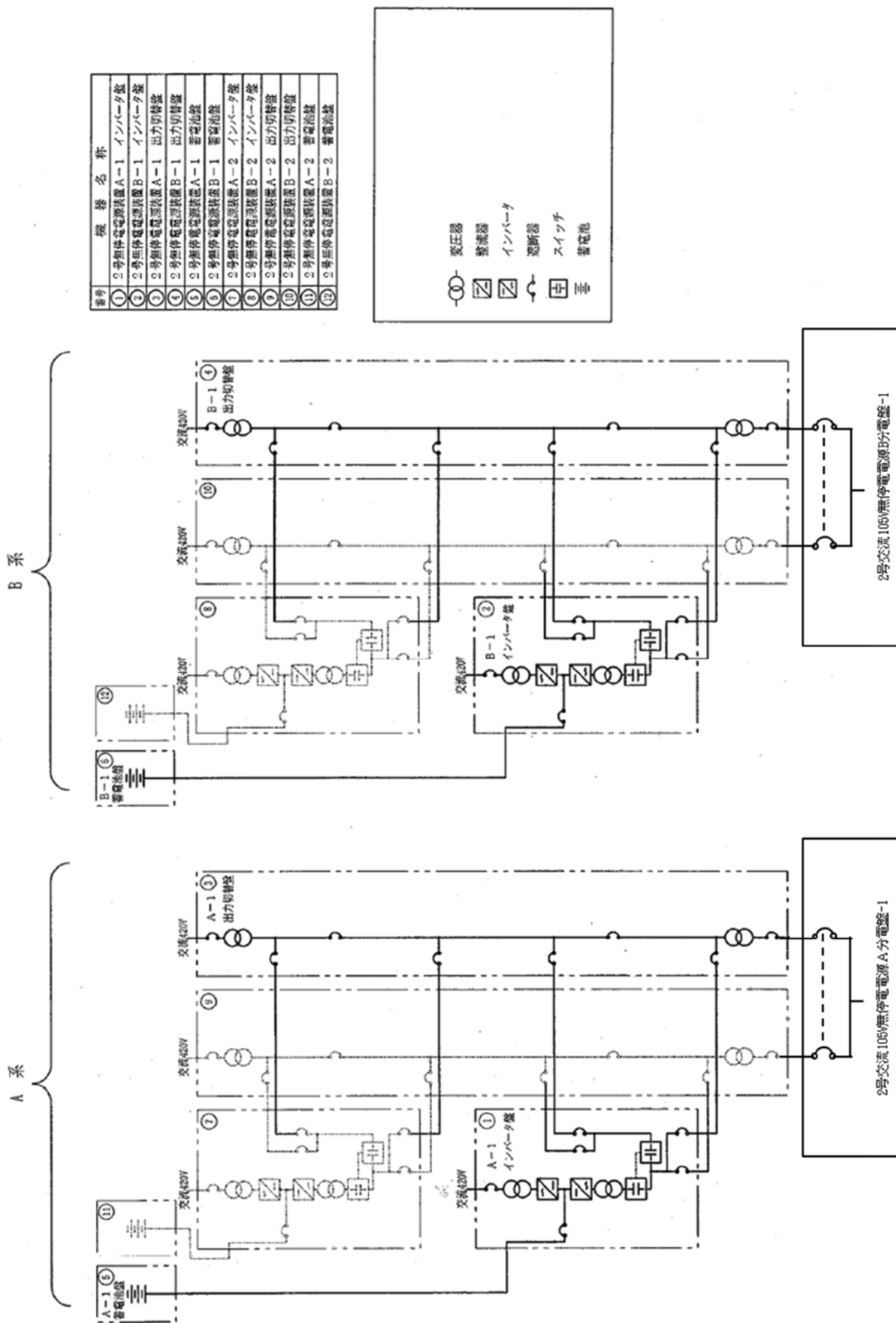


図2 1号無停電電源装置 単線結線図 (2/2)



番号	機 器 名 称
①	2号無停電電源装置A-1 インバータ盤
②	2号無停電電源装置B-1 インバータ盤
③	2号無停電電源装置A-1 出力切替盤
④	2号無停電電源装置B-1 出力切替盤
⑤	2号無停電電源装置A-1 蓄電池盤
⑥	2号無停電電源装置B-1 蓄電池盤
⑦	2号無停電電源装置A-2 インバータ盤
⑧	2号無停電電源装置B-2 インバータ盤
⑨	2号無停電電源装置A-2 出力切替盤
⑩	2号無停電電源装置B-2 出力切替盤
⑪	2号無停電電源装置A-2 蓄電池盤
⑫	2号無停電電源装置B-2 蓄電池盤

図3 2号無停電電源装置 単線結線図 (1/2)

C 系

番号	機器名称
①	2号無停電電源装置C-1 インバータ盤
②	2号無停電電源装置C-2 インバータ盤
③	2号無停電電源装置C-1 出力切替盤
④	2号無停電電源装置C-2 出力切替盤
⑤	2号無停電電源装置C-1 蓄電池盤
⑥	2号無停電電源装置C-2 蓄電池盤

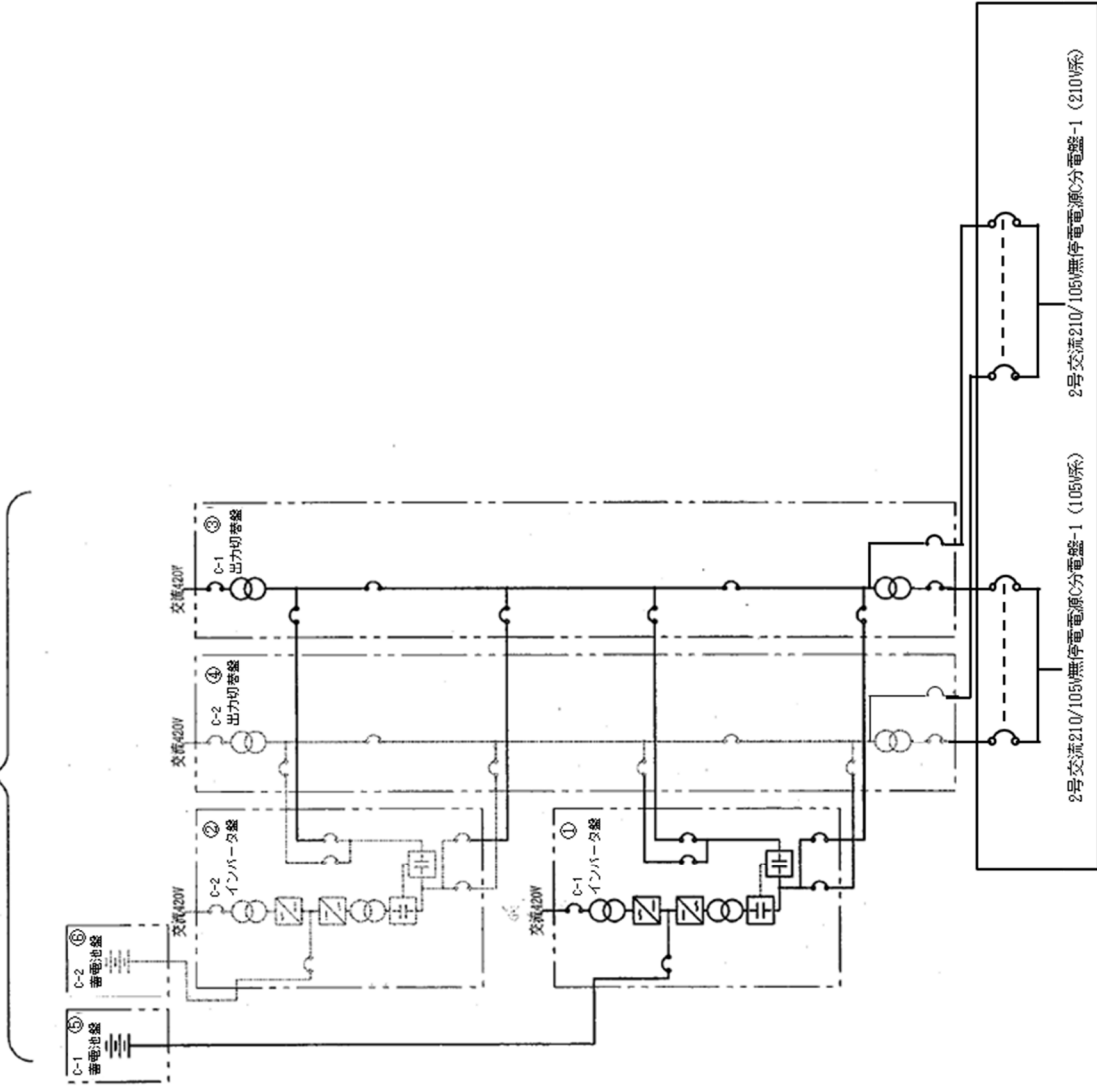
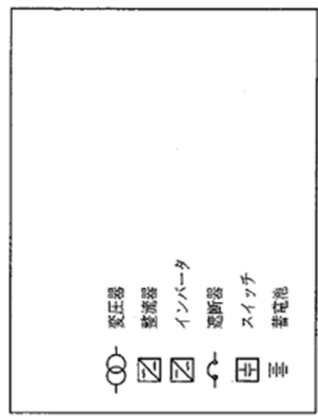


図 3 2号無停電電源装置 単線結線図 (2 / 2)

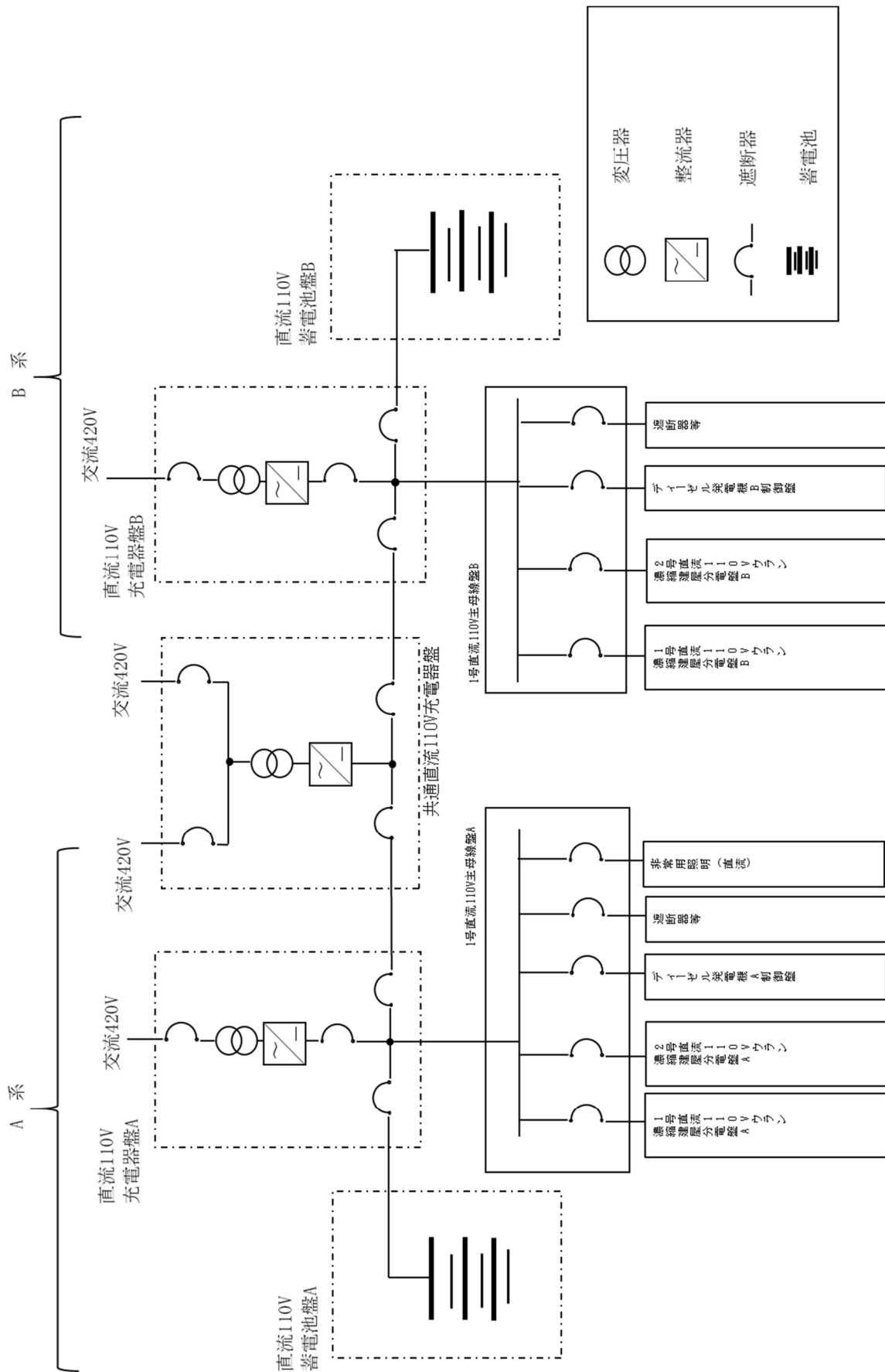


図4 直流電源設備 単線結線図

表3 非常用電源設備の負荷設備及び負荷容量の内訳

	負荷設備			負荷容量	
ディーゼル 発電機 (2000 kW)	無停電電源装置	計測制御設備等	1, 2号無停電電源装置(計測制御設備, 工 程用モニタ)	約 270 kW	
	直流電源設備	所内電気設備, 非常用照明	直流電源設備充電器 盤(ディーゼル発電機 制御電源, 遮断器, 非 常用照明(直流))	約 20 kW	
	非常用照明, 誘導灯		非常用照明(交流), 誘導灯	約 160 kW	
	放射線監視設備		排気用モニタ, 排気用 HF モニタ, 換気用モ ニタ	約 10 kW	約 20 kW
	非常用通報設備		ページング装置	約 8 kW	
	自動火災報知設備		自動火災報知設備	約 2 kW	
	第1種管理区域の排気設備		第1種管理区域の各 排風機, 局所排風機	約 470 kW	
	その他		ディーゼル発電機補 機(燃料移送ポンプ, 潤滑油加熱器, 冷却水 加熱器等)	約 20 kW	約 960 kW
中央操作棟機器(中央 制御室送排風機, 補機 室送風機等)			約 280 kW		
計装空気(計装空気コ ンプレッサ, 計装空気 ドライヤ等)			約 60 kW		
ラインヒータ(ライン ヒータ主幹盤)			約 480 kW		
所外通信連絡設備(フ ァクシミリ装置)等			約 120 kW		
				約 1900 kW	

表4 無停電電源装置及び直流電源設備の負荷容量の内訳（1/2）

給電元	分電盤	負荷 ^{*1, 2}	実負荷容量	設計最大負荷容量
1号無停電電源装置 A-1 (1号無停電電源装置 A-2)	1号交流 105V 無停電電源 分電盤 A	排気用モータ B プロセス補助盤 等	12.5 kW	30 kW
	1号交流 105V 無停電電源 A 分電盤-1	2号カスケード 運転操作卓 1号換気/補機系操作卓 等	16.5 kW	
1号無停電電源装置 B-1 (1号無停電電源装置 B-2)	1号交流 105V 無停電電源 分電盤 B	排気用モータ A 1号主盤, プロセス補助盤 等	12.0 kW	30 kW
	1号交流 105V 無停電電源 B 分電盤-1	2号カスケード 運転操作卓 1号換気/補機系操作卓 等	12.2 kW	
2号無停電電源装置 A-1 (2号無停電電源装置 A-2)	2号交流 105V 無停電電源 A 分電盤-1	2号工程用モータ A 2号 UF ₆ 処理系/均アブレ系運転 操作卓 等	44.2 kW	60 kW
2号無停電電源装置 B-1 (2号無停電電源装置 B-2)	2号交流 105V 無停電電源 B 分電盤-1	2号工程用モータ B 2号 UF ₆ 処理系/均アブレ系運転 操作卓 等	50.5 kW	60 kW
2号無停電電源装置 C-1 (2号無停電電源装置 C-2)	2号交流 210/105V 無停電電源 C 分電盤-1	HF 検知・火災検知統合分電盤 地震インターロック変換器盤 HF 検知監視盤 等	66.8 kW	90 kW
直流 110V 充電器盤 A (共通直流 110V 充電器盤) 直流 110V 蓄電池盤 A	直流 110V 主母線盤 A	ディーゼル発電機 A 制御電源 非常用照明(直流) 高圧, 低圧遮断器 等	7.7 kW	20 kW
	1号直流 110V ウラン濃縮建屋 分電盤 A	特別高圧設備制御電源 所内電気保護, 補助リレー盤 2号換気空調操作盤 等	10.5 kW	
	2号直流 110V ウラン濃縮建屋 分電盤 A	高周波電源制御用分電盤 等	1.4 kW	

表 4 無停電電源装置及び直流電源設備の負荷容量の内訳（2 / 2）

給電元	分電盤	負荷 ^{※1, 2}	実負荷容量	設計最大 負荷容量
直流 110V 充電器盤 B (共通直流 110V 充電器盤) 直流 110V 蓄電池盤 B	直流 110V 主母線盤 B	ディーゼル発電機 B 制御電源 高圧, 低圧遮断器 等	3.0 kW	20 kW
	1号直流 110V ウラン濃縮建屋 分電盤 B	非常用照明 (直流) 特別高圧設備制御電源 所内電気保護, 補助リレー盤 等	7.6 kW	
	2号直流 110V ウラン濃縮建屋 分電盤 B	高周波電源制御用分電盤 等	2.4 kW	

※1：無停電電源装置は，停電時に安全上必要な機能（臨界，熱的，閉じ込め等に係る警報・インターロック機能）を有する計測制御設備等に給電する。

※2：直流電源設備は，停電時に中央制御室の必要な照度を確保するための非常用照明(直流)，必要な電力を供給するための非常用ディーゼル発電機の起動回路，非常用ディーゼル発電機の電力を供給するための遮断器等に給電する。